

糸島市消防団活性化計画



令和5年12月



糸 島 市

第1章 概要

- 1 策定の目的等
 - (1) 策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 糸島市（消防団）の歴史・・・・・・・・・・ 1
 - (3) 消防団の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 消防団のあり方等
 - (1) 消防団の目指す将来像・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 教育訓練等の実施・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 装備品の整備・・・・・・・・・・ 2
 - (4) 消防団車両の整備・・・・・・・・・・ 2
 - (5) 消防団詰所等の整備・・・・・・・・・・ 2

第2章 具体的施策

- 1 消防団員確保の対策
 - (1) 糸島市消防団協力事業所表示制度・・・・・・・・ 3
 - (2) 糸島市学生消防団活動認証制度・・・・・・・・ 3
 - (3) OB 団員入団制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 糸島市消防団員準中型自動車
免許証等取得補助金交付事業・・・・・・・・ 3
 - (5) 女性消防団員の導入・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (6) 糸島市職員の入団加入促進・・・・・・・・・・ 3
 - (7) 糸島市消防団応援の店事業（新規）・・・・・・・・ 3
- 2 消防団装備品の整備
 - (1) 消防団装備品の更新計画・・・・・・・・・・ 4
- 3 消防団車両の整備
 - (1) 消防団車両の更新計画・・・・・・・・・・ 4
- 4 消防団詰所等の整備
 - (1) 消防団詰所等の更新計画・・・・・・・・・・ 5

第3章 定員見直し・分団再編の検討

- 1 消防団員の定員見直し
 - (1) 現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 県内各消防団の状況・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 糸島市消防団の必要団員数の算出・・・・・・・・ 7
 - (4) 今後の定員見直し計画・・・・・・・・・・ 7
- 2 分団再編の検討について
 - (1) 現状について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (2) 今後の分団再編の検討について・・・・・・・・ 8

糸島市消防団活性化計画について

第1章 概要

1 策定の目的等

(1) 策定の目的

近年発生している災害は、益々大規模化、多様化、複雑化の様相を呈している。

このような中、地域の安全・安心のために活動する消防団の存在意義は益々大きくなってきている。

この計画は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の方向性を示し、総合的かつ計画的に消防団の活性化を推進することで、「みんなの命と暮らしを守るまちづくり」に繋げ、持続可能で安全・安心なまちづくりを実現することを目的とする。

なお、この計画については、社会情勢の変化等を見極めながら、必要に応じて見直しを行うものとする。

(2) 糸島市（消防団）の歴史

糸島市消防団は、「町火消し」の精神を脈々と引き継いできている。

明治29年には、律令制導入以来続いてきた「怡土」「志摩」の両郡が合併して、糸島郡が誕生した。

昭和28年の町村合併促進法の施行により、昭和30年に前原町、二丈村、志摩村の3つの自治体となった。

昭和40年に二丈村と志摩村が町制を施行し、二丈町、志摩町となった。

平成4年に前原町が市制を施行し、前原市となった。

さらに、平成22年1月に平成の大合併により糸島市が誕生した。

このような、変遷の中、消防団は常にそれぞれのときの村、町、市に存在し、消火、警戒等の災害に対応した活動を行い、地域に密着した災害対応組織として、重要な役割を担ってきた。

(3) 消防団の現状

糸島市消防団は伝統ある消防団であるが、時代や社会情勢の変化に伴う問題や課題が生じてきている。

近年の被雇用化率の増加及び地域住民の意識の変化等により、消防団員の担い手の不足が深刻化している。

2 消防団のあり方等

(1) 消防団の目指す将来像

消防団は、日頃から火災予防、消火活動等広く地域防災のリーダーとして活動すると共に、火災・風水害等の発生時には第一線で活動する重要な任務を有する消防機関である。

このような消防団の目指す将来像は、「消防団員としての高い目的意識を強く持ち、地域に親しまれた活力あふれる防災のエキスパート」であると考えている。

(2) 教育訓練等の実施

消防団としての資質向上を図るため、次の訓練等を実施する。

- ① 幹部教養・総員訓練（4月）
- ② 水防訓練（5月）
- ③ 自動車班員講習会（5月）
- ④ 安全管理者講習会（5月）
- ⑤ 消防操法訓練・大会（6～7月）※隔年
各種消防訓練等 ※隔年
- ⑥ 初任団員研修（9月）
- ⑦ 秋季火災予防運動（11月）
- ⑧ 消防出初式（1月）
- ⑨ 文化財防火訓練（1月）
- ⑩ 春季火災予防運動（3月）

(3) 装備品の整備

火災等の消防活動時に必要な装備として、分団装備品（防火衣、救命胴衣、消防用ホース等）や個人装備品（活動服、長靴、雨衣、ヘルメット等）の整備を計画的に行い、団員の安全を図る。

(4) 消防団車両の整備

火災等の消防活動時の移動・対処手段としての消防車両の更新整備を計画的に行い、迅速な消防活動の維持を図る。

(5) 消防団詰所等の整備

地域の消防・防災活動の拠点となる消防団詰所の更新整備を計画的に行い、消防団活動の充実を図る。

第2章 具体的施策

消防団の活性化を図るため、次の施策を講じる。

1 消防団員確保の対策

(1) 糸島市消防団協力事業所表示制度 平成26年度～

※令和3年3月 (株)二丈環境整備センター 総務省消防庁消防団協力事業所認定

※令和5年9月末 63業者認定

<通年の施策>

- ・ 随時 協力事業所をホームページへ掲載

(2) 糸島市学生消防団活動認証制度 平成27年度～

<通年の施策>

- ・ 4月 分団長会議において、制度周知
- ・ 7月 九州大学において、制度周知

(3) OB団員入団制度 平成30年度～

<通年の施策>

- ・ 4月 分団長会議において、制度周知

(4) 糸島市消防団員準中型自動車免許証等取得補助金交付事業 平成31年度～

<通年の施策>

- ・ 随時、分団長会議において、制度周知

(5) 女性消防団員の導入

※令和5年9月末 15人

- ・ 令和2年度 4名加入、令和3年度 8名加入、令和5年度 3名加入

(6) 糸島市職員の入団加入促進

※令和5年9月末 27人

<通年の施策>

- ・ 4月 新規採用職員に対し、入団加入依頼

(7) 糸島市消防団応援の店事業（新規）

令和6年4月1日開始予定

2 消防団装備品の整備

(1) 消防団装備品の更新計画（消防団による独自の更新計画）

消防団装備品の耐用年数を下記のとおりとして、更新していく。

防火服一式	10年
消防用ホース	5年
トランシーバー	8年
救命胴衣	8年
活動服	8年
保安帽	8年
長靴	8年
雨衣	8年
ゴーグル	8年
ヘッドライト	8年
耐切創手袋	8年

3 消防団車両の整備

(1) 消防団車両の更新計画

消防車両の耐用年数は下記のとおりとし、各車両の状態を考慮し更新していく。

消防団指揮広報車	耐用年数 20年
消防団ポンプ自動車	耐用年数 18年
消防団小型ポンプ積載車	耐用年数 18年

令和5年4月1日 現在

更新年度 車両名	登録年月日	耐用年数	更新年度													
			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17			
1 団指揮広報車	H19.2.1	20年						更新								
2 波多江	H25.3.6	18年							更新							
3 前原	H24.2.6	18年						更新								
4 加布里	H27.2.19	18年											更新			
5 雷山	H28.11.29	18年												更新		
6 長糸	H22.1.22	18年			更新											
7 怡土	H28.11.28	18年														更新
8 一貴山	H29.12.12	18年														
9 深江	H29.12.12	18年														
10 福吉	H31.3.18	18年														
11 福吉積載車	H31.3.15	18年														
12 可也	R2.3.17	18年														
13 野北	R3.1.20	18年														
14 小富士	H21.10.1	18年					更新									
15 芥屋	H20.12.1	18年	更新													
16 芥屋積載車	H26.2.18	18年										更新				
17 桜井積載車	H26.2.18	18年									更新					

4 消防団詰所等の整備

(1) 消防団詰所等の更新計画

木造の消防団詰所等については、大規模改修を実施せず、建築から40年を経過する時期を目途に鉄骨造（S造）の建物に更新していく。

令和5年4月1日 現在

更新年度 分団詰所	建築年度	経過 年数	構造	住所	土地	建物	R9	R10	R11	R12	R13
					面積（㎡）	延床面積（㎡）					
1 波多江	平成10年度	24	木造	志登499番地3	700.00	120.72					
2 前原	平成13年度	21	木造	前原1037番地9	469.00	130.48					
3 加布里	平成9年度	25	木造	加布里五丁目1番14号	431.35	117.64					
4 雷山	平成11年度	23	木造	香力216番地1	1,129.90	130.86					
5 長糸	平成3年度	31	木造	長野1484番地6	343.30	102.14					更新
6 怡土	平成6年度	28	木造	大門51番地	640.00	108.53					
7 一貴山	平成24年度	10	木造	二丈石崎72番地1	480.37	123.84					
8 深江	平成13年度	21	S造	二丈深江351番地	1,028.00	98.06					
9 福吉	平成28年度	6	木造	二丈吉井4022番地1	1,117.47	121.87					
10 福吉（水上）	平成2年度	32	S造	二丈吉井4234番地7	26.00	26.00					更新
11 可也	平成12年度	22	木造	志摩初204番地1	785.66	67.90					
12 野北	昭和62年度	35	木造	志摩野北2219番地3	152.11	60.93	更新				
13 小富士	平成4年度	30	木造	志摩御床213番地2	532.74	66.46					
14 芥屋（岐志）	平成5年度	29	木造	志摩岐志3番地4	240.27	56.72					
15 芥屋（芥屋）	平成6年度	28	木造	志摩芥屋1242番地1	277.00	59.62					
16 芥屋（姫島）	昭和63年度	34	木造	志摩姫島2番地	66.00	43.20		更新			
17 桜井	平成2年度	32	木造	志摩桜井2438番地1	482.12	57.34				更新	

第3章 定員見直し・分団再編の検討

1 消防団員の定員見直し

(1) 現状について

平成22年1月1日に前原市、二丈町、志摩町が合併し、糸島市の誕生に伴い、議会議員、職員等の定数は見直し等が図られてきたが、消防団員数995人はそのまま引き継がれてきている。一方、社会経済の変化に伴い、被雇用者の占める割合の増加、平均年齢の上昇等が進み、少子化、人口減少社会への移行等もあり、消防団を取り巻く環境は大きく変化し、団員の確保が困難な状況となっている。

(2) 県内各消防団の状況（単独消防のみ）

市町村名	条例定員 R5.4.1 (人)	実員数 R5.4.1 (人)	団員充足率 実員数/定員×100 (%)	人口 R5.4.1 (人)	総面積 (km ²)	森林面積 (km ²)	総面積-森林面積 (km ²)	団員一人当たりの 人口(人) ※定員より算出	団員一人当たりの 面積(m ²) ※定員・総面積より算出
県計	26,711	23,282	87	5,101,340	4,987.6	2,236.4	2,751.3	191.0	186.7
糸島市	995	970	97	103,562	215.7	101.3	114.4	104.1	216.8
北九州市	2030	1,720	85	917,524	491.9	193.9	298	452.0	242.3
福岡市	2602	2,315	89	1,633,502	343.4	117.3	226.1	627.8	132.0
大牟田市	700	600	86	106,683	81.4	18.8	62.6	152.4	116.3
直方市	285	235	82	55,331	61.7	21.4	40.3	194.1	216.5
柳川市	723	694	96	62,142	77.1	0	77.1	86.0	106.6
筑後市	356	349	98	48,535	41.7	0	41.7	136.3	117.1
行橋市	564	486	86	70,858	70	12.7	57.3	125.6	124.1
中間市	195	136	70	38,858	15.9	0.8	15.1	199.3	81.5
みやま市	712	671	94	36,378	105.2	19.5	85.7	51.1	147.8
苅田町	123	95	77	37,983	48.9	16.6	32.3	308.8	397.6

(3) 糸島市消防団の必要団員数の算出

総務省消防庁が示す、消防力の整備指針第36条「消防団の業務及び人員の総数」において、団員の総数については、市町村の地域性、歴史的背景などにより、地域の実情に応じた消防団業務を円滑に遂行するために必要な数と示されている。

本市消防団の必要団員数を算出するにあたり、福岡県全体から見た団員一人当たりの人口(人)及び団員一人当たりの面積(m²)を参考にしながら、糸島市人口割を5割、糸島市面積割を5割として、下記のとおり団員数を算出する。

福岡県平均団員数からみた糸島市消防団の必要団員数

団員一人当たりの人口 200 人 (福岡県平均 191.0 人参考)

団員一人当たりの面積 200 m² (福岡県平均 186.7 m²参考)

例) 算出方法

糸島市人口ベース 5割

糸島市面積ベース 5割

(103,562 人 / 200 人 × 5割) + (215,700 m² / 200 m² × 5割)

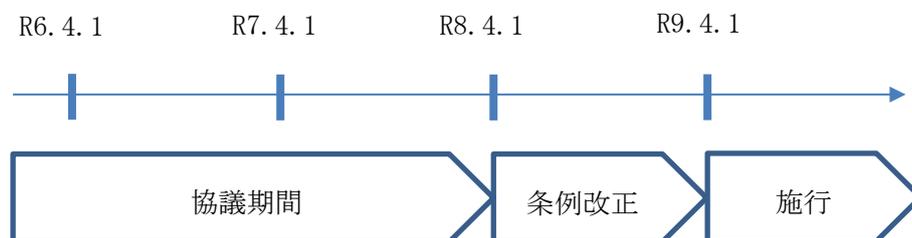
800 人程度

(4) 今後の定員見直し計画

団員の定員見直しについては、各分団における地域の実情に応じて決定することとする。

併せて、消防団の災害対応能力の維持及び団員の確保を図る目的として、機能別団員制度を導入する。

上記の事項を反映した「糸島市消防団員の定員、任用、分限、懲戒、服務等に関する条例」の改正の時期及び内容については、令和7年度までに各分団と調整し、令和8年度に同条例の改正を行い、令和9年4月1日の施行を目指す。



2 分団再編の検討について

(1) 現状について

平成 22 年糸島市合併前の前原市、二丈町、志摩町に配置していた分団をそのまま引き継いでおり、現状、前原地区 6 分団、二丈地区 3 分団、志摩地区 5 分団の計 14 分団の編成となっている。

小学校区別で見ると、前原地区 9 校区（波多江、東風、前原、前原南、南風、加布里、雷山、長糸、怡土）、二丈地区 3 校区（一貴山、深江、福吉）、志摩地区 3 校区（可也、引津、桜野）となっている。

(2) 今後の分団再編の検討について

地域の特性や団員の被雇用化率の増加等、将来的な団員確保を考慮し、定員の見直しと同時に、志摩地区における 1 校区 1 分団とする分団の再編を検討し、糸島市消防団の充実・強化を進めていく。

以上